

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御宿町長 原 宏

市町村名 (市町村コード)	御宿町 (124435)
地域名 (地域内農業集落名)	上布施 地区 (上布施)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

当地域は、自然豊かな中山間地域にあり、水稻を中心とした農業が展開されている。
中山間地域総合整備事業によって、水稻が主な基盤整備を行っている。
現状の農地利用は農業法人(3者)がその大部分を耕作しているが、中心となる経営体に農地の集積をするにも限界があり、また、地域における耕作者は高齢化が進み、担い手の確保が難しく、高額な農業用機械の更新も難しいため、機械の故障により農業を断念するなど農業者が減少しており、耕作放棄地は増加傾向にある。また、一部地域の農地が他市に隣接するため、他市の土地改良区との調整(水路・排水路)も必要となっている。地域には、中山間地域直接支払制度を活用する組合(2団体)があり、保全管理の農地、水路等の管理(草刈り・泥上げ等)を行っているが、組合員自体も高齢化が進んでおり、活動維持も難しくなる可能性が高い。また、中山間地域であり、山間部が隣接する農地が多く、イノシシ、キョン等による被害もあり、農業生産意欲を低下させる要因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

中山間地域総合整備事業によって基盤整備された農地を中心として、地域の農地耕作を維持するため、農地の集積・集約化を進める。また、担い手となる後継者不足の解消を図るため、地域内外からの担い手の確保に向けた取組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われている農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
農地中間管理機構を活用し、担い手や新たな農業者へ農地の集積、集約化を図る。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
地域内農業者等に対し、農地中間管理機構の利用に係る周知を積極的に行い、利用者等の確保を図る。町、農業委員会の活動により農地貸付意向等の把握に努め、農地中間管理機構の活用に繋げる。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
県営中山間地域総合整備事業(H22～R7)の完了により、地域における基盤整備事業は行っている。地域内において、農地の面的集積について、今後、協議・検討をしていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域の内外から多様な経営体を確保するため、農地の貸付に係る周知や募集を行う。また、新たに農業を生業とすることを希望する人材を育成するため、町、農業委員会、農協、農業事務所と連携して、相談から定着までの体制づくりに努める。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。今後、検討したい。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

① 町では、鳥獣被害防止対策として、農地の防護柵設置について補助金を交付している。補助金の要件緩和を検討し、地域と捕獲従事者との連携を図るなど獣害被害防止対策に努める。

⑦ 中山間地域直接支払制度を活用している団体が中心となって農地の保全管理に努めているが、組合員自体の高齢化が進捗していること等から対策が求められるため、今後、協議・検討を行う。